

介護保険住宅改修施工事業者登録（更新）のお知らせ

問申 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 ☎ 81-3317 [F] 81-3316

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修施工事業者の登録が必要です。介護保険住宅改修施工事業者の登録（更新）を希望する事業者は、以下のとおり登録申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、令和7年6月に実施予定の登録研修の受講を登録条件としています。

また、今回登録申請をされない場合は、令和8年7月まで登録できませんのでご注意ください。

▽申請期間 5月1日（木）から5月30日（金）（必着）

▽提出書類 ①住宅改修施工事業者登録（更新）申請書 ②住宅改修施工事業者業務概要書

③住宅改修の施工に係る誓約書

（提出書類は、鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます。）

介護保険料は納期限までに納めましょう

問 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係 ☎ 85-3637 [F] 85-2084

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと「給付制限」（例：利用者負担が3割または4割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

【介護保険料（普通徴収）の納付期限及び口座振替の振替期日】

令和7年度			
納期	納期限及び口座振替日		
1期（6月）	令和7年	6月30日（月）	
2期（7月）	令和7年	7月31日（木）	
3期（8月）	令和7年	9月1日（月）※	
4期（9月）	令和7年	9月30日（火）	
5期（10月）	令和7年	10月31日（金）	
6期（11月）	令和7年	12月1日（月）※	
7期（12月）	令和7年	12月25日（木）	
8期（1月）	令和8年	2月2日（月）※	
9期（2月）	令和8年	3月2日（月）※	
10期（3月）	令和8年	3月31日（火）	

※納期限の設定について

原則、納期月の月末（12月は25日）。月末が土日祝日の場合は金融機関が休みのため翌営業日となります。

そのため、同月に納期限が2回ある月がありますのでご注意ください。

口座振替をご利用ください！

普通徴収（窓口納付）の方は口座振替もご利用いただけます。

納め忘れがなく安心、手間も省けて便利です。

介護保険は、介護が必要となった時の不安や負担を、社会全体でささえあう制度です。

ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

医療法人清明会

きやま鹿毛医院

内科・腎臓内科（人工透析）

令和6年1月透析センター
リニューアルいたしました

送迎対応可能です

外来診療時間
月～木 14:00～16:15

基山町宮浦399-1 ☎ 0942-92-2650

鹿毛診療所
きやまクリニックモール内

若宮八幡宮
JA
基山駅入口

基山町宮浦 186-65 ☎ 0942-50-8059